産業分類	CPC　八四三　データ処理サービス CPC　七五一一　郵便サービス CPC　七五一二　クーリエ・サービス CPC　七五二一　公衆電話サービス CPC　七五二二　商業的ネットワークサービス CPC　七五二三　データ及びメッセージ伝達サービス CPC　七五二九　他の電気通信サービス
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	外国投資法（二千十二年）第四条(f) 外国投資規則（二千十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第八（一）及び（二）
概要	外国投資家は、通信・情報技術省の承認がある場合に限り、国内及び国際郵便サービス並びにネットワーク及びネットワーク・サポート・サービスに関連する事業への投資が認められる。

十六	
分野	運輸業
小分野	道路運送業
産業分類	CPC　七一一一　旅客運送業 CPC　七一一二　貨物運送業
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	外国投資法（二千十二年）第四条(f) 外国投資規則（二千十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示「経済活動の種類の再分類」「関係省庁による推薦を受けてミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第六（六）
概要	外国投資家は、鉄道省の同意を条件として、ミャンマー政府又はミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、道路運送業に関連する事業への投資が認められる。

十七	
分野	林業に付随するサービス
小分野	木材の輸出
産業分類	ISIC　〇二〇〇　林業（伐採及び関連するサービス活動）
留保の種類	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	環境保護・林業省告示第二十六号（二千十三年）
概要	原木の輸出は、二千十四年四月一日から禁止される。全ての種類の木材は、加工された形で輸出されなければならない。

十八	
分野	国際貿易業
小分野	
産業分類	内国民待遇（第二条）
留保の種類	ミャンマー会社法（千九百十四年）第二十七条のA第一項
措置	外国人は、ミャンマーにおいて国際貿易業を行うことは認められない。ただし、製造業を行う場合には、ミャンマー会社法二十七条のA第一項に従って、当該製造業に必要な限度において国際貿易業を営むことが認められる。
概要	

十九	
分野	全ての分野（国際貿易業を除く。）
小分野	
産業分類	内国民待遇（第二条）
留保の種類	ミャンマー会社法（千九百十四年）第二十七条のA第一項
措置	全ての外国企業（単独出資か合弁企業かを問わない。）及びその支店又は代表事務所は、事業活動を行うための許可を得なければならない。
概要	当該許可は、国家計画・経済開発省による更なる審査が必要である場合を除くほか、申請の提出から二十四時間以内に、登録証明書とともに付与されなければならない。当該許可は、五年ごとに更新されなければならない。

附属書Ⅱ　第七条2に規定する措置に関する留保

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条（内国民待遇）

(b)　第三条（最恵国待遇）

(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、「JSIC」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　ミャンマー連邦共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　ミャンマー連邦共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
現行の措置	全ての分野

二	
分野	
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	指定された企業又は政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

三	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
留保の種類	
概要	補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
現行の措置	